

運賃及び割引制度に関する検討について

1 基本運賃の検討

1.1 前回提示案

令和2年度第3回地域公共交通会議にて示した運賃検討の方向性は以下の通り。

<運賃検討の方向性>

- 運賃体系は現行路線と同様の **均一制**
- 基本運賃額は **路線バスの初乗り運賃（180円）と同程度**
- 小児運賃やIC運賃の設定を検討
- 路線バスや他自治体事例を参考に、交通弱者への配慮や財政負担等を考慮するとともに、導入に伴う課題等を踏まえ、**割引制度の導入を検討**

1.2 運賃検討の方向性に対する意見

(1) 前回会議での主な意見

- CoCoバス・ミニでは運賃收受を手渡して実施しており、180円とすると運賃收受負荷から、運行に影響が出る可能性がある。（つくば観光交通）
- ムーバス等、周辺との運賃の兼ね合いについて考慮した方がよい。（西武）

(2) 運行事業者からの主な意見

- 運賃收受負荷の増加から安全運行と運行本数の維持、運転士の休憩時間の確保が懸念されるため、100円・50円単位での運賃が望ましい。
- 一般路線バスの最低運賃180円を検討のベースにすべきと考える。
- IC運賃については、導入のメリットが少なく、CoCoバス・ミニとの整合性の観点から導入しない方がよいのではないかと。

1.3 基本運賃の設定

(1) 事務局案

路線バスとの公平性等から、基本運賃は以下の通りとし、利用者・運転士の負担軽減等を考慮し、IC運賃を導入することとする。

基本運賃：大人180円（IC178円） 小児90円（IC89円）

(2) 懸念事項に対する事務局の考え方

- 小銭の発生によるCoCoバス・ミニ運行への影響
⇒当該路線の利用状況から、後述の割引制度利用者の割合が高いと予測されることから、現金で180円を払う利用者は限定され、運賃收受負荷の増加影響は限定的と予想される。
- IC運賃導入によるCoCoバス路線間のサービス格差
⇒導入によるメリット（ICカード利用者の利便性向上・路線バスとの公平性・運賃への消費税率の正確な転嫁）を重要視。

2 割引制度の検討

2.1 前回提示案

令和2年度第3回地域公共交通会議にて示した割引制度案は以下の通り。

表 1 各種割引制度案

割引制度		割引制度案 ^(※3)
一般 割引	回数券	90円券12枚綴り(1,000円)(大人・小児用共通)
	定期券	導入見送り
	障がい者割引	90円(小児50円)
	バ斯特	路線バスに適用されている制度を導入
	学生割引	導入見送り
	乗り継ぎ割引	乗継券の発行により、乗継先 CoCo バスの運賃を無料
	1日乗車券	500円(大人・小児用共通)
特殊 割引	子供割引 ^(※1)	未就学児無料
	シルバーパス ^(※2)	東京都シルバーパス提示により運賃無料(70歳以上対象)
	高齢者割引	100円券11枚綴り(1,000円) or 90円券12枚綴り(1,000円)
	その他割引	導入見送り

※1: 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度に基づく「小児運賃」以外の割引運賃の場合として整理。

※2: 東京都シルバーパス条例施行規則では、コミュニティバスはシルバーパスの適用対象外となっており、東京都からの補助を受けることができないため、導入に当たっては、運賃収入の減収分を市が補助する必要がある。

※3: 前回会議では基本運賃150円設定案を提示しているが、基本運賃180円設定のもののみ記載。

2.2 割引制度の設定

前回会議での意見及び、その後事業者ヒアリングの意見を踏まえ、各種割引制度の導入案をそれぞれ次のように設定した。

2.2.1 一般回数券

(1) 前回会議での主な意見

- 特段意見なし

(2) 運行事業者からの主な意見

- 現行等同等の金額が望ましい（現行 100 円 21 枚 2,000 円）。
- 1,000 円単位の調整は可能である。
- 既存の 100 円券との取違、確認のための運転士の作業負担が懸念される。
- 払戻対応については市に協力頂きたい。

(3) 事務局案

- IC 払いの促進や運転士負担等を考慮し、「調整中」

(4) 懸念事項等

- 高頻度利用者への割引制度の検討
- 現行回数券の取扱（変更、廃止の場合は販売期間や払戻の対応方法の調整）
- 他の割引との併用

2.2.2 障がい者割引・児童福祉法適用者割引

前回提示案において児童福祉法適用者に対する割引検討を考慮していなかったため、本項目において障がい者割引に加え、児童福祉法適用者割引について記載する。

(1) 前回会議での主な意見

- 特段意見なし

(2) 運行事業者からの主な意見

- 100円、50円単位での運用が望ましい。
- 障がい者割引は路線バスとの公平性をもった導入が望ましい。

(3) 事務局案

- 交通弱者への配慮・路線バスとの公平性を考慮し、以下の設定で「導入予定」
 - ・ 対象 | 障がいのある方とその介助人^{※1}、児童福祉法適用者とその介助人^{※1}
 - ・ 利用方法 | 乗車時に手帳等を提示、確認^{※2}
 - ・ 金額案 | 大人 90円、小児 50円（IC運賃導入の場合は大人 89円、小児 45円）

※1：対象者は路線バスの取り扱いに準拠し、介助人は1名まで

※2：適用範囲は運行事業者（京王バス）の取扱いに準拠

(4) 懸念事項等

- 利用者への割引適用範囲の明確化・周知

2.2.3 バス利用特典サービス

(1) 前回会議での主な意見

- 特段意見なし

(2) 運行事業者からの主な意見

- 本サービスの導入目的（ICカードの普及・促進）を達したことから、令和3年4月4日をもって、京王バスにおけるバスポイント及びバス特典バスチケットの付与を終了する。

(3) 事務局案

- 運行事業者の見解を考慮し、「導入見送り」

(4) 懸念事項等

- 特になし

2.2.4 乗継割引

(1) 前回会議での主な意見

- 特段意見なし

(2) 運行事業者からの主な意見

- 発行・確認作業に伴う運転士負担から、導入は望ましくない。
- 需要が少ないと予想され、金券管理と運転士の対応も懸念される。

(3) 事務局案

- 運転士負担が増加し、需要量の予測も困難であるため、「導入見送り」

(4) 懸念事項等

- 乗継利用者への負担軽減策
⇒乗継割引に近い制度として、1日乗車券を導入することで対応。

2.2.5 1日乗車券について

(1) 前回会議での主な意見

- 特段意見なし

(2) 運行事業者からの主な意見

- 路線バスでは紙券での販売を廃止、IC化が完了。改めての紙券の導入は難しい。
- つくば観光交通では紙券での運用も可能だが、金券管理方法について調整が必要となる。

(3) 事務局案

- 乗継利用時の割引制度としての有効性を考慮し、以下の設定にて「導入予定」
 - 対象 | 全利用者
 - 利用方法 | 1路線目の乗車時に、運転士より購入（車内販売のみ）
(2路線目以降は、乗車時に運転士への乗車券提示のみ)
 - 金額案 | 500円
 - 券の種類 | スクラッチ
 - 備考 | CoCoバス専用（一般路線バスでは利用不可。）

(4) 懸念事項等

- 金券の管理方法等の調整

2.2.6 こども割引(未就学児に対する割引)

(1) 前回会議での主な意見

- 特段意見なし

(2) 運行事業者からの主な意見

- 路線バスと同等の扱いとしてほしい。

(3) 事務局案

- 路線バスとの公平性、現行路線や他自治体の導入状況を考慮し、以下の設定で「導入予定」
 - ・ 対象 | 未就学児（同伴する旅客 1 人に対する人数制限はなし）
 - ・ 利用方法 | 乗車時における口頭申告（または運転士による確認）

(4) 懸念事項等

- 利用者への割引適用範囲の明確化・周知

2.2.7 シルバーパス

(1) 前回会議での主な意見

- 財政負担の増大について懸念

(2) 運行事業者からの主な意見

- 運転士負担はかからないが、CoCo バスは高齢者の利用が多く、大幅な収入減となる。

(3) 事務局案

- 現行利用者の 4 割以上が 70 歳以上高齢者であり、財政負担への影響が非常に大きい※ことから「導入見送り」

※東京都シルバーパス条例施行規則では、コミュニティバスはシルバーパスの適用対象外となっており、東京都からの補助を受けることができないため、導入に当たっては、運賃収入の減収分を市が補助する必要がある。

(4) 懸念事項等

- 高齢者への利用負担軽減策
⇒高齢者に対する割引として、別途「高齢者割引」の導入を検討

2.2.8 高齢者割引

(1) 前回会議での主な意見

- 運転士と利用者負担を考慮すると、毎回年齢確認を伴わない形式が望ましい。
- 高齢者に対する割引は財政負担への影響が大きいため、福祉関連部署における助成実施可否と、収支率の許容範囲を市で検討する必要がある。

(2) 運行事業者からの主な意見

令和2年度第3回会議での意見も受けて、高齢者専用回数券での割引に加え、高齢者専用パスを発行しその掲示により割引を行う案も含めヒアリングを行った。

① 高齢者専用回数券に関して

- ⇒金券管理の煩雑さ、年齢確認による運転士負担の増加、遅延発生の可能性
- ⇒年齢確認時のトラブル発生を懸念

② 専用パス提示による割引に関して

- ⇒パスを忘れた時の対応方法によってトラブルの懸念
- ⇒高齢者の割合が高く、確認作業に時間がかかり所要時間を維持できるか懸念
- ⇒バス会社での発行は難しい、個人情報の管理、二重発行防止等に対応も必要
- ⇒65歳以上とすることは一般路線との基準の違いから望ましくない

(3) 事務局案

- 高齢者に対する配慮、シルバーパス未導入を考慮し、以下の設定にて「導入予定」
 - ・ 対象 | 65歳以上（介護保険第2号被保険者証の保有者*を含む）
 - ・ 利用方法 | 乗車時に介護保険被保険者証を提示した場合に運賃を割引
 - ・ 金額案 | 1回100円で検討中

※介護保険第2号被保険者：40～64歳の医療保険加入者。このうち特定疾病により介護や支援が必要と認定された人に対して、市区町村から被保険者証を交付。

(4) 懸念事項等

- 料金設定
⇒料金体系、運転士負担、回数券との併用、財政負担を考慮の上調整中

【参考】路線別高齢者割合

表2 路線別高齢者割合

路線	65歳以上高齢者	70歳以上高齢者
北東部循環	45.2%	35.2%
貫井前原循環	46.6%	36.9%
東町循環	61.3%	53.6%
中町循環	62.3%	55.4%
野川・七軒家循環	53.9%	43.8%
全体	51.7%	42.3%

※平成30年9月に実施した利用者アンケート及び市民アンケートの結果より算出。

2.3 割引制度まとめ

2.3.1 今回提示案

今回新たに提示した割引制度案一覧は以下の通り。下表の承認希望項目の項に「○」を記載した割引制度について、今回の会議において導入の有無及び割引制度の内容について承認を頂きたい。

なお、現在導入手法について調整中の項目については、次回以降の会議で承認頂くことを予定している。

表 3 割引制度案

割引制度		割引制度案		承認希望項目
一般割引	回数券	調整中	-	調整中
	定期券	導入見送り	-	○
	障がい者割引 児童福祉法適用者 割引	導入予定	90 円（小児 50 円） ※対象は事業者制度に準拠	○
	バ斯特	導入見送り	-	○
	学生割引	導入見送り	-	○
	乗り継ぎ割引	導入見送り	-	○
	1 日乗車券	導入予定	500 円（大人・小児用共通）	○
特殊割引	子供割引（※1）	導入予定	未就学児無料 ※人数制限なし	○
	シルバーパス（※2）	導入見送り	-	○
	高齢者割引	導入予定	介護保険証提示により 100 円で調整中	調整中
	その他割引	導入見送り	-	○

※1：一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度に基づく「小児運賃」以外の割引運賃の場合として整理。

※2：東京都シルバーパス条例施行規則では、コミュニティバスはシルバーパスの適用対象外となっており、東京都からの補助を受けることができないため、導入に当たっては、運賃収入の減収分を市が補助する必要がある。

2.3.2 収支予測一覧

収支率及び今回提示割引制度の収支率一覧を次に示す。

(1) 基本となる収支率(基本運賃 100 円想定)

基本運賃改定、割引制度導入による収支率変化を把握するため H30 年度の実績値による収支率と新型コロナウイルス感染拡大の影響による利用者減少を想定した収支率を示す。再編基本方針 4 (持続可能な運行形態・サービスの提供) に基づき、改変後も収支率は現況の値と同程度となることを目標とする。

表 4 現況の収支率

設定	収支率 試算値	収支額 試算値
支出：H30 実績値 / 利用者数：H30 実績値	79.0%	-2,715 万円
支出：R3 見込値 / 利用者数：H30 実績値	69.8%	-4,437 万円
支出：R3 見込値 / 利用者数：H30 実績値×0.7(コロナ影響考慮)	48.8%	-7,510 万円

(2) 各種割引を反映した収支率(基本運賃 180 円想定)

新型コロナウイルスの感染拡大による利用者減を前提として以下の通り試算する。

a) 支出：R3 見込値 利用者数：H30 実績値×0.7(コロナ影響考慮)

支出を R3 年度の見込値、利用者数を新型コロナウイルス感染拡大の影響による利用者減少を想定した値を用いて、各種割引制度を導入した際の収支率試算結果を下表に示す。

回数券、障がい者・児童福祉法適用者割引を併用し、高齢者割引の対象者を 65 歳以上とすることで現況の収支率を下回る。

表 5 割引制度別の収支率

割引制度		収支率 試算値	収支額 試算値	
割引なし (小児運賃反映)		64.3%	-5,237 万円	
一般割引	回数券	63.4%	-5,371 万円	
	障がい者割引・児童福祉法適用者割引	63.0%	-5,430 万円	
	1 日乗車券	-	-	
特殊割引	子供割引	-	-	
	高齢者割引 (65 歳以上)	90 円 (介護保険証提示)	46.8%	-7,814 万円
		100 円 (介護保険証提示)	49.8%	-7,370 万円

※基本となる収支率 (48.8%) を下回る箇所を赤表記

※回数券は割引制度調整中のため前回提示条件 (90 円券 12 枚綴り (1,000 円)) にて試算 (以下同様)

※高齢者割引は前回提示案が 90 円もしくは 100 円で示したことから比較表を提示 (以下同様)

表 6 組み合わせ割引制度の収支率

割引制度			収支率 試算値	収支額 試算値	
回数券	障がい者 児童福祉法 適用者割引	高齢者割引			
○	○	65 歳以上	90 円 (介護保険証提示)	45.1%	-8,067 万円
			100 円 (介護保険証提示)	48.1%	-7,623 万円

※基本となる収支率 (48.8%) を下回る箇所を赤表記

【参考】他の条件による支出額試算

a) 支出:H30実績値 利用者数:H30実績値

支出及び利用者数を現況の実績値を用いて、各種割引制度を導入した際の収支率試算結果を下表に示す。

回数券、障がい者・児童福祉法適用者割引を併用し、高齢者割引の対象者を65歳以上とすることで現況の収支率を下回る。

表7 割引制度別の収支率

割引制度			収支率 試算値	収支額 試算値
割引なし（小児運賃反映）			104.1%	533万円
一般割引	回数券		102.6%	342万円
	障がい者割引・児童福祉法適用者割引		102.0%	257万円
	1日乗車券		-	-
特殊割引	子供割引		-	-
	高齢者割引 (65歳以上)	90円（介護保険証提示）	75.7%	-3,149万円
		100円（介護保険証提示）	80.6%	-2,514万円

※基本となる収支率（79.0%）を下回る箇所を赤表記

表8 組み合わせ割引制度の収支率

割引制度			収支率 試算値	収支額 試算値	
回数券	障がい者 児童福祉法 適用者割引	高齢者割引			
○	○	65歳以上	90円（介護保険証提示）	72.9%	-3,510万円
			100円（介護保険証提示）	77.8%	-2,875万円

※基本となる収支率（79.0%）を下回る箇所を赤表記

b) 支出:R3 見込値 利用者数:H30 実績値

支出を R3 年度の見込値、利用者数を現況の実績値を用いて、各種割引制度を導入した際の収支率試算結果を下表に示す。

回数券、障がい者・児童福祉法適用者割引を併用し、高齢者割引の対象者を 65 歳以上とすることで現況の収支率を下回る。

表 9 割引制度別の収支率

割引制度			収支率 試算値	収支額 試算値
割引なし（小児運賃反映）			91.9%	-1,189 万円
一般割引	回数券		90.6%	-1,380 万円
	障がい者割引・児童福祉法適用者割引		90.0%	-1,465 万円
	1 日乗車券		-	-
特殊割引	子供割引		-	-
	高齢者割引 (65 歳以上)	90 円（介護保険証提示）	66.8%	-4,870 万円
		100 円（介護保険証提示）	71.2%	-4,235 万円

※基本となる収支率（69.8%）を下回る箇所を赤表記

表 10 組み合わせ割引制度の収支率

割引制度			収支率 試算値	収支額 試算値	
回数券	障がい者 児童福祉法 適用者割引	高齢者割引			
○	○	65 歳以上	90 円（介護保険証提示）	64.4%	-5,231 万円
			100 円（介護保険証提示）	68.7%	-4,597 万円

※基本となる収支率（69.8%）を下回る箇所を赤表記